

平成 20 年 10 月 8 日

各 位

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

「単元未満株式買増キャンペーン」の実施について

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（社長 谷 正明）は、平成 20 年 10 月 9 日（木）から、「単元未満株式買増キャンペーン」を実施いたします。このキャンペーンは当社の単元未満株式（1,000 株未満の株式）を所有の株主さまで「単元未満株式買増制度」をご利用いただいた株主さまに、この買増請求に係る当社所定の手数料を無料とするものです。

今回実施する理由は次のとおりです。

- ◆平成 21 年 1 月実施が見込まれる株券電子化により、単元未満株式の取引手続きが複雑化する可能性があります。
- ◆当社では単元未満株式をご所有の株主さまのご不便を解消する制度として、「単元未満株式買増制度」および「単元未満株式買取制度」をご案内することに伴い、平成 20 年 7 月 1 日から 9 月 10 日まで「単元未満株式買増キャンペーン」を実施いたしました。
- ◆このキャンペーンにおいて、多くのお申し込みをいただいたことから、電子化を前にあらためてキャンペーンを実施するものです。

詳しくは別紙をご参照ください。

【キャンペーン期間】

平成 20 年 10 月 9 日（木）～平成 20 年 11 月 21 日（金）受付分

【手続きに関するお問合せ先】

日本証券代行株式会社 代理人部

フリーダイヤル 0120-707-843 （受付時間：平日 9:00～17:00）

以 上

【本リリースに関するお問合せ先】

ふくおかフィナンシャルグループ 総務広報部 総務広報グループ

TEL092-723-2338

株主各位

単元未満株式 買増キャンペーンのご案内 (買増手数料無料)

- 単元未満株式 買増制度
- 単元未満株式 買取制度

証券保管振替制度(ほふり)をご利用の場合は
お取引の証券会社にお問い合わせください。
(添付の手続き書類はご使用できません。)

あなたのいちばんに。

株主各位

平成20年10月8日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

単元未満株式買増キャンペーンのご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は普通株式の証券市場での売買単位を1,000株(1単元)とさせていただきますので、1,000株未満(単元未満)の株式をお持ちの場合、証券市場では売却することができません。また、平成21年1月の実施が見込まれる株券電子化によって、単元未満株式の取引手続きが複雑化する可能性があります。

単元未満株式をご所有の株主さまにこのようなご不便を解消していただくための制度として、単元未満株式買増制度と単元未満株式買取制度がございますのでご案内させていただきます。なお、先般実施いたしました単元未満株式買増キャンペーンについては、多くのお申込みをいただきましたことから、平成20年10月9日(木)から平成20年11月21日(金)まで単元未満株式買増キャンペーンを実施いたします。この機会に買増制度のご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

単元未満株式買増制度

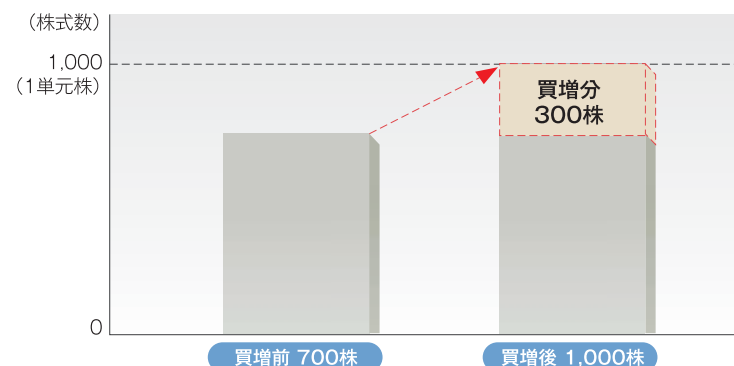
■ 単元未満株式買増制度について

「単元未満株式買増制度」とは、1,000株未満の株式をご所有の株主さまが、1,000株になるまでの株式を当社からご購入いただく制度です。

- ◆1,000株単位とすることで、市場でのお取引ができ、株主総会において議決権を行使できます。
- ◆新たに発行させていただきます1,000株券を、証券会社を通じて証券保管振替制度(ほふり)をご利用いただきますと、株券電子化後も株式の売買にご不便が生じません。

- 1.買増価格は、買増請求の手続きが全て整った日を効力発生日とし、その日の当社があらかじめ指定した証券取引所での終値(その日に取引が成立しない場合はその後の最初の取引価格)に買増請求株式数を乗じた金額となります。
- 2.買増請求書に株主名簿上の不足株式数を超えて株式数を記入されている時は、株主名簿上の不足株式数で買増請求があったものとして取り扱わせていただきます。
- 3.当社保有の自己株式残高が不足した場合等の理由により、受付を停止させていただく場合がありますので、ご承知おください。
- 4.買増請求後の取消しはできませんので、ご注意ください。

例 ご所有株700株の場合



特典

平成20年10月9日(木)~平成20年11月21日(金)受付分
⇒ 当社所定の単元未満株式買増手数料が無料
当社所定の手数料 = 1株当たり買増価格 × 買増株数 × 1.15% + 消費税

■ 買増請求の方法

1. 郵送でのお手続き

- (1) 買増概算金を下記の口座にお振込み願います（現金書留でのお取扱いはいたしません）。
- (2) 「単元未満株式買増請求書」に必要事項をご記入、お届出印をご押印のうえ、株券（発行されていない場合は不要）及び振込明細書（写）とともに、末尾の日本証券代行株式会社代理人部にご送付ください。

2. 窓口でのお手続き

添付の「単元未満株式買増請求書」に必要事項をご記入、お届出印をご押印のうえ、株券（発行されていない場合は不要）及び買増概算金を添えて、末尾の日本証券代行株式会社の窓口へご提出ください。

3. 買増概算金の算出方法

買増概算金＝買増請求の前営業日の市場の最終価格×買増請求株数×1.3（千円未満切上げ）

4. 買増概算金の振込指定口座

銀行名：みずほコーポレート銀行
 部 店 名：兜町証券営業部
 預金種目：普通預金
 口座番号：7004809
 受取人名：ニホンショウケンダイコウ（カ） カイマシグチ
 日本証券代行株式会社買増口
 振込人名：お名前の前に証券コード「8354」を必ずお入れください。

10万円を超える買増概算金を現金で払込される際、本人確認資料のご提示が必要となります。
 株主さまとご来店者が異なる場合、双方から本人確認資料をご提示いただくことが必要です。

証券保管振替制度（ほふり）をご利用の場合は、お取引の証券会社でお手続きください。
 （添付の手続き書類はご使用できません。）

証券会社で取次手数料等が必要な場合がございますので、証券会社までお問い合わせください。

■ 株券の送付及び精算金の返金

株券の送付及び買増概算金から買増代金を差し引いた精算金の返金は、買増請求の効力発生後1～2週間程度で行いますので、あらかじめご了承ください。

単元未満株式買増請求書

〈ご記入例〉

株式数をご不明な場合には、
 日本証券代行 代理人部
 (☎0120-707-843) へご照会ください。

「お申込日」は、日本証券代行に単元未満株式買増請求書をご郵送いただく日を、「お振込日」は、買増概算金を指定口座へご入金いただいた日をご記入ください。

いずれかに○をしてください。

株券をご提出される場合は、
 この欄にご記入ください。

指定口座へご入金いただきました
 買増概算金額をご記入ください。

単元未満株式買増請求書										一 般 用	
会社名		株式会社ふくおかフィナンシャルグループ									
株主名簿管理人		日本証券代行株式会社 御中									
お渡しする株式数	提出株券株式数	登録株式数	不所持株式数	買増申込株式数							
1 0 0 0	5 0 0	2 0 0		3 0 0							
株券送付方法					1. お届出住所へ郵送 2. 指定先へ郵送						
(いずれかに○印)					2. の場合、株券送付先指定書の提出が必要となります。						
私が所有する上記株式につき貴社の株式取扱規則に基づいて買増を請求します。 買増に伴う精算金額は右記精算方法指定欄に記載の方法により精算するよう請求します。											
お届出の住所・氏名・印鑑を正確にご記入・ご押印いただきますようお願いいたします。											
郵便番号	1 3 7	-	8 6 5 0	連絡先 電話	03 (5683) * * * *						
請求者 住所	東京都江東区塩浜2-8-18										
株主番号	氏名(フリガナ)										
添付書類の有無	ダイコウ クロウ										
1. 住所変更届	代行 太郎										
2. 改届届	お届出印										
3.											
お申込日		年		月		日		お振込日			
お振込日		年		月		日		ご入金額(買増概算金額)			
お振込日		年		月		日		000,000 円			
(下記の指定欄の番号に○印を付し必ずご指定ください。)											
精 算 方 法 指 定 欄	銀行(必要事項をご記入ください)										
	金融機関番号 店番号 預金項目 口座番号										
	① 銀行 ② 農協 ③ 信用金庫 ④ 信用組合 ⑤ 労働金庫 ⑥ 地方銀行 ⑦ 都市銀行 ⑧ 外国為替 ⑨ その他										
	フリガナ ダイコウ クロウ										
※上記「フリガナ」欄は必ずご記入ください。											
代行 太郎 名義											
ゆうちょ銀行現金払 貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで多少日数を要します。											
社用欄											
受 付 店 番 受 付 店 名											

お届出のご住所・
 ご氏名をご記入ください。

日中連絡先を
 ご記入ください。

お届出印を
 ご押印ください。

買増概算金のご精算方法をご指定ください。
 銀行預金口座への振込か、ゆうちょ銀行現金払
 （受取時に印紙税を請求される場合があります）
 のいずれかをご指定いただけます。

※記入箇所を訂正される場合は、必ずお届出印にてご訂正ください。

※裏面の注意事項をお読みのうえ太く内に記入し、ご押印ください。

単元未満株式買増請求書

会社名	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
-----	---------------------

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 御中

お渡しする株式数	提出株券株式数	登録株式数	不所持株式数	買増申込株式数						
1000株	=	株	+	株	+	株	+	株	+	株

株券送付方法	1. お届出住所へ郵送	2. 指定先へ郵送
--------	-------------	-----------

(いずれかに○印) 2.の場合、株券送付先指定書の提出が必要となります。

私が所有する上記株式につき貴社の株式取扱規則に基づいて買増を請求します。
買増に伴う精算金額は右記精算方法指定欄に記載の方法により精算するよう請求します。

お届出の住所・氏名・印鑑を正確にご記入・ご押印いただきますようお願いいたします。

郵便番号	—	連絡先 電話	()
請求者 住 所	印		
株主番号			
添付書類の有無 1. 住所変更届 2. 改印届 3.			
氏名(フリガナ)	お届出印		

一 般 用

お申込日	年	月	日
お振込日	年	月	日
ご入金額(買増概算金額)	円		

(下記の指定欄の番号に○印を付し必ずご指定ください。)

精 算 方 法 指 定 欄	銀 行 預 金 口 座 振 込 (必要事項をご記入ください)	(フリガナ)												
		銀行 信金 信組				農協 労金		支店						
		金融機関番号	店番号	預金項目	口座番号									
		1. 普通	2. 当座	4. 貯蓄	9. その他									
株 数 印 鑑 認 認	2	ゆうちょ銀行現金払	貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで多少日数を要します。											
		名義												

株数印鑑確認	
--------	--

社用欄

受付店番	受付店名
------	------

1. 買増請求についてのご注意

- 本請求書は、株主名簿上の株主の方(以下、株主)が、買増請求する場合にご使用ください。実質株主の方が証券保管振替機構(以下、機構)へ預託している単元未満株式を証券会社等の参加者を通じて買増請求する場合は、別途機構が定める請求書をご使用ください。なお、株券、登録株式及び不所持株式の単元未満株式と実質株主名簿上の単元未満株式を合算したうえで単元株式数に不足する単元未満株式を買増請求することはできません。
- 買増請求の効力は、買増請求書類、株券(株券が発行されているとき)、及び買増概算金が株主名簿管理人の本支店に到達した日に生じ、上場会社の買増価格はその日の最終市場価格で決められます。
- ご記入いただいた「登録株式数」、「不所持株式数」が、株主名簿上の株式数と異なるときは、あらためて正しい数をご記入のうえ、お手続き願います。なお、買増申込株式数は、提出株券株式数、登録株式数及び不所持株式数との合計が1,000株となるようにご記入ください。
- ご提出いただく株券は、ご本人名義に限ります。なお、他人名義の株券をご提出の場合は、名義書換が必要となりますので、併せて名義書換請求書の提出をお願いします。
- 買増の価格適用日、買増価格、適用証券取引所のご指定はできません。また、買増請求をした後、取消すことはできません。
- 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金の精算が完了した日に、買増請求をした株主に移転します。
- 会社が所有している株式の残高が不足した場合、その日に受け付けた買増請求をすべて無効とし、買増請求書類及び株券はご指定の方法により返却し、買増概算金は精算金と同じ方法で返金いたしますので、予めご承知おください。
- 会社が買増請求の受付停止期間を設けた場合には、買増請求を受付いたしませんのでご注意ください。
なお、受付停止期間及び再開時期等の詳しい内容につきましては、株主名簿管理人にご照会くださいますようお願いいたします。

2. 買増概算金について

- 郵送により買増をご請求いただく場合は、買増概算金を予め以下の口座に買増請求者名でご入金いただき、振込明細書(写し可)を本請求書に添付してください。

みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部 普通預金7004809 口座名 日本証券代行株式会社買増口

買増概算金の計算方法につきましては、下記(2)をご参照ください。

なお、株価の高騰により、買増代金等の額が買増概算金の額を上回る場合は、不足額を追加入金していただくこととなりますので、予めご承知おください。

- 買増概算金の計算方法
買増株数に、ご請求日の前営業日の取引所における終値(新聞紙上の株式欄等をご参照ください)を乗じた額に、1.15%を乗じた額(千円未満切上げ、ご不明の場合は株主名簿管理人にご照会ください)を記入し、ご入金ください。
- 買増概算金につきましてはお利息はつきませんので、予めご承知おください。
- 精算方法
買増概算金から、買増代金を差引いた残金は、精算のうえ、ご指定の方法にて返金いたします。

3. 株券のご返却

買増請求により発行される株券については、権利移転後の株券作成に必要な期間経過後、ご指定の方法により送付いたします。

4. その他

ご不明の点がございましたら、株主名簿管理人にご照会くださいますようお願いいたします。

【ご照会先】
日本証券代行株式会社代理人部
〒137-8650
東京都江東区塩浜
2丁目8番18号
☎0120-707-843

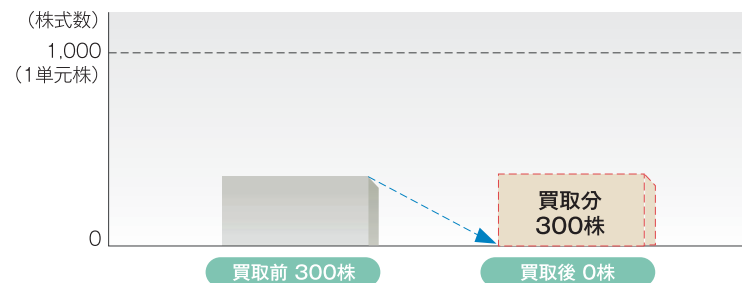
単元未満株式買取制度

■ 単元未満株式買取制度について

「単元未満株式買取制度」とは、1,000株未満の株式をご所有の株主さまが、当社に対して買取を請求できる制度です。

1. 買取価格は、買取請求の手続きが全て整った日を効力発生日とし、その日の当社があらかじめ指定した証券取引所での終値（その日に取引が成立しない場合はその後の最初の取引価格）に買取請求株式数を乗じた金額となります。
2. 買取請求に際しては、当社所定の手数料をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。
当社所定の手数料＝1株当たり買取価格×買取株数×1.15%＋消費税
3. 買取請求後の取消しはできませんので、ご注意ください。

例 ご所有株300株の場合



■ 買取請求の方法

1. 郵送でのお手続き
添付の「単元未満株式買取請求書」に必要事項をご記入、お届け印をご押印のうえ、株券（発行されていない場合は不要）とともに、末尾の日本証券代行株式会社代理人部にご送付ください。
2. 窓口でのお手続き
添付の「単元未満株式買取請求書」に必要事項をご記入、お届け印をご押印のうえ、株券（発行されていない場合は不要）とともに、末尾の日本証券代行株式会社の窓口へご提出ください。

証券保管振替制度（ほふり）をご利用の場合は、お取引の証券会社でお手続きください。
（添付の手続き書類はご使用できません。）

証券会社で取次手数料等が必要な場合がございますので、証券会社までお問い合わせください。

■ 買取代金の支払い

買取代金の振込み及びゆうちょ銀行現金払いの手続きは、買取請求の効力発生日後1～2週間程度で行いますので、あらかじめご了承ください。

単元未満株式買取請求書

〈ご記入例〉

株券をご提出される場合は、
この欄にご記入ください。

株式数をご不明な場合には、
日本証券代行 代理人部
（☎0120-707-843）へご照会ください。

単元未満株式買取請求書（兼 株式等の譲渡に係る告知）

（上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人）

会社名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 所在地 福岡市中央区大手門一丁目8番3号

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 御中

上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人の受理日付印

提出株券株式数	登録株式数	不所持株式数	合計請求株数
500株	200株		700株

私が所有する上記の株式につき貴社の株式取扱規則に基づいて買取りを請求します。
買取代金は右記支払方法指定欄に記載の方法により支払うよう請求します。

郵便番号 137-8650 連絡先 電話 03(5683)****

請求者 住所 東京都江東区塩浜2-8-18

株主番号

氏名（フリガナ） ダイコウ タロウ 代行 太郎

添付書類の有無
1. 住所変更届
2. 改印届
3.

お届出印

注：裏面のご注意事項をお読みのうえ、太枠内にご記入、ご押印ください。

右の指定欄の番号に○印を付し必ず指定ください。

銀行（必要事項をご記入ください）
① 口座振込
② 現金
③ 振込
④ 現金
⑤ 振込
⑥ 現金
⑦ 振込
⑧ 現金
⑨ 振込
⑩ 現金
⑪ 振込
⑫ 現金
⑬ 振込
⑭ 現金
⑮ 振込
⑯ 現金
⑰ 振込
⑱ 現金
⑲ 振込
⑳ 現金
㉑ 振込
㉒ 現金
㉓ 振込
㉔ 現金
㉕ 振込
㉖ 現金
㉗ 振込
㉘ 現金
㉙ 振込
㉚ 現金
㉛ 振込
㉜ 現金
㉝ 振込
㉞ 現金
㉟ 振込
㊱ 現金
㊲ 振込
㊳ 現金
㊴ 振込
㊵ 現金
㊶ 振込
㊷ 現金
㊸ 振込
㊹ 現金
㊺ 振込
㊻ 現金
㊼ 振込
㊽ 現金
㊾ 振込
㊿ 現金

（注）ゆうちょ銀行の貯金口座への振込はできませんのでご注意ください。

株数・印鑑確認
確認日
確認書類
確認場所の名称

2 受付店番 受付店名

税法本非課税

お届出のご住所・
ご氏名をご記入ください。

日中連絡先を
ご記入ください。

お届出印を
ご押印ください。

※記入箇所を訂正される場合は、必ずお届出印にてご訂正ください。

単元未満株式買取請求書（兼 株式等の譲渡に係る告知）

（上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人）

会 社 名	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	所 在 地	福岡市中央区大手門一丁目8番3号
-------	---------------------	-------	------------------

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 御中

上場株式等の
譲渡の対価の
支払をする発
行人の受理
日付印

提出株券株式数		登録株式数		不所持株式数		合計請求株数	
	株		株		株		株

印

(捨 印)

私が所有する上記の株式につき貴社の株式取扱規則に基づいて買取りを請求します。
買取代金は右記支払方法指定欄に記載の方法により支払うよう請求します。

郵便番号

連絡先 電話

請求者 住 所

株主番号

氏名(フリガナ)

添付書類の有無

注.裏面のご注意事項をお読みのうえ、太わく内にご記入、ご押印ください。

お届出印

（右の指定欄の番号に○印を付し必ずご指定ください。）

支 払 方 法 指 定 欄	銀 行 預 金 口 座 振 込 （必要事項をご記入ください。）	(フリガナ)										
		銀行 信 金 信 組		農 協 労 金		支 店						
		金融機関番号	店 番 号	種 目	口 座 番 号							
		1. 普通 (総合口座)	2. 当 座	4. 貯 蓄	9. その他							
口 座 名 義	フリガナ	※上記「フリガナ」欄は必ずご記入ください。								名 義		
2	ゆうちょ銀行現金払											

（注）ゆうちょ銀行の貯金口座への振込はできませんのでご注意ください。

株数・印鑑確認	確 認 日	確 認 書 類	確 認 場 所 の 名 称	
		2	受 付 店 番	受 付 店 名
	税 法 本 非 課 税			

本人確認書類（主なもの）

下記以外に官公署から発行・発給された書類等も含まれます。
確認書類は、確認書類の写しであっても差し支えありません。

個 人 の 場 合	・住民票	住 1	個 人 の 場 合	・外国人登録証明書	外 1
	・住民票の記載事項証明書	2		・外国人登録原票の写し	2
	・転出証明書	3		・外国人登録原票記載事項証明書	3
	・運転免許証	免	・国税又は地方税の領収証書	領 1	
	・印鑑証明書	印	・国税又は地方税の納税証明書	2	
			・社会保険料の領収証書	3	
	・国民健康保険被保険者証	保 1	・常任代理人委任契約書(写し) ※	委	
	・健康保険被保険者証	2	・常任代理人委任状(写し) ※		
	・国家公務員共済組合の組合員証	3	※非居住者に限る		
	・地方公務員共済組合の組合員証	4	・設立の登記に係る登記事項証明書	登 1	
・私立学校教職員共済組合の組合員証	5	・国税又は地方税の領収証書	領 1		
・船員保険被保険者証	6	・国税又は地方税の納税証明書		2	
・健康保険日雇特別被保険者手帳	7	・社会保険料の領収証書		3	
・介護保険被保険者証	8	・常任代理人委任契約書(写し) ※	委		
		・常任代理人委任状(写し) ※			
・国民年金手帳	年 1	※外国法人に限る			
・厚生年金手帳	2	・定款、寄附行為、規則、規約の写し	規		
・船員年金手帳	3	・国税又は地方税の領収証書	領 1		
・母子健康手帳	福 1	・国税又は地方税の納税証明書		2	
・児童扶養手当証書		・社会保険料の領収証書		3	
・特別児童扶養手当証書					
・身体障害者手帳					
・戦傷病者手帳					

ご 注 意

- 登録株式、不所持株式につき、買取請求株式数が株主名簿上の株式数を超過している場合は、株主名簿上の株式数が適用されます。
- 買取りを請求した後、取消すことはできません。
- 買取請求の効力は、本請求書及び株券（株券が発行されているとき）が株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生じ、上場会社株式の買取価格は、その日の最終の市場価格で決められます。
- お届出印が相違する場合は、正規のお届出印が押印された請求書を提出されたときに買取請求の効力が生じます。
- ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては2週間程度の日数を要します。
- 単元未満株式買取請求の場合、株券保管振替制度をご利用の方は、上記にかかわらず、株券のご預託先である証券会社等を経由して買取請求をしていただくことになっております。その場合は、別途証券保管振替機構が定める請求書をご使用ください。

＜譲渡益課税について＞

株式の売買損益に係る所得税納付は買取請求者の確定申告によって行います。なお、本人確認が必要となりますので左記本人確認書類をご提示ください。

お問い合わせ先

単元未満株式の買増及び買取請求についてご不明な点がございましたら、
下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部

電話 ☎ **0120-707-843**
受付時間／平日9:00～17:00

単元未満株式の買増及び買取請求の受付場所

日本証券代行株式会社

	郵便番号	住 所	T E L
本 店	〒103-8202	東京都中央区日本橋茅場町1-2-4	(03) 3668-9211
福 岡 支 店	〒810-0001	福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル内	(092) 741-0284
大 阪 支 店	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋2-6-10 新高麗橋ビル内	(06) 6202-3521
名古屋支店	〒460-0008	名古屋市中区栄3-7-20 日土地栄町ビル内	(052) 261-1781
広 島 支 店	〒730-0031	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル内	(082) 241-1818
新 潟 支 店	〒951-8067	新潟市中央区本町通七番町1153 新潟本町通ビル内	(025) 222-7214
札 幌 支 店	〒060-0061	札幌市中央区南一条西5-14-1 札幌証券取引所内	(011) 251-3814
仙 台 支 店	〒980-0804	仙台市青葉区大町1-4-1 明治安田生命仙台ビル内	(022) 223-9496
富 山 支 店	〒930-0046	富山市堤町通り1-3-5 平和ビル内	(076) 491-0381
金 沢 支 店	〒920-0864	金沢市高岡町2-37 三栄ビル内	(076) 221-0448
福 井 支 店	〒910-0023	福井市順化1-5-4 福井ファミリービル内	(0776) 23-3763
静 岡 支 店	〒420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル内	(054) 253-2581
浜 松 支 店	〒430-0928	浜松市中区板屋町527 静岡不動産ビル内	(053) 452-5627
岡 山 支 店	〒700-0904	岡山市柳町1-1-1 住友生命岡山ビル内	(086) 222-7575
高 松 支 店	〒760-0017	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル内	(087) 821-6722

お 願 い

単元未満株式買増制度をご利用いただきますと、新たに1,000株券を発行し、ご指定先に郵送させていただきます。証券会社を通じてこの株券を証券保管振替機構（ほふり）にお預け入れいただきますと、株券電子化後の取引手続にご不便が生じません。

ただし、ほふりお預け入れに関しましては、証券会社によって株券受け入れ期限が異なりますので、直接証券会社にお問い合わせの上、早期にお手続いただきますようお願い申し上げます。

主な証券会社の株券受け入れ期限

日興コーディアル証券	12月17日
野村證券	12月15日
大和証券	未 定
三菱UFJ証券	11月 5 日

(注) 支店や株券の状態によって期限は早まる場合があります。

〈平成20年9月22日付 日本経済新聞より抜粋〉